

平成三十年秋田県議会第二回定例会会議録

第四号

議事日程第四号

平成三十年九月十九日(水曜日)

午前十時開議

第一、一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

午前十時開議

本日の出席議員

一	薄井司	二	加賀屋千鶴子	三	吉方清彦	四	石川徹	五	佐々木雄太	六	杉本俊比古	七	鈴木健太	八	佐藤信喜	九	三浦茂人	十	加藤麻里	十一	沼谷純	十二	小原正晃	十三	三浦茂人	十四	沼谷純	十五	鈴木健太	十六	鈴木健太	十七	鈴木健太	十八	鈴木健太	十九	鈴木健太	二十	鈴木健太	二十一	鈴木健太	二十二	鈴木健太	二十三	鈴木健太	二十四	鈴木健太	二十五	鈴木健太	二十六	鈴木健太	二十七	鈴木健太	二十八	鈴木健太	二十九	鈴木健太	三十	鈴木健太	三十一	鈴木健太	三十二	鈴木健太	三十三	鈴木健太	三十四	鈴木健太	三十五	鈴木健太	三十六	鈴木健太	三十七	鈴木健太	三十八	鈴木健太	三十九	鈴木健太	四十	鈴木健太
---	-----	---	--------	---	------	---	-----	---	-------	---	-------	---	------	---	------	---	------	---	------	----	-----	----	------	----	------	----	-----	----	------	----	------	----	------	----	------	----	------	----	------	-----	------	-----	------	-----	------	-----	------	-----	------	-----	------	-----	------	-----	------	-----	------	----	------	-----	------	-----	------	-----	------	-----	------	-----	------	-----	------	-----	------	-----	------	-----	------	----	------

四十番 小田 美恵子 四十一番 鶴田 有司
 四十二番 鈴木 洋一 四十三番 北林 康司

地方自治法第二百一十一条による出席者

知事 佐竹 敬久
 副知事 堀井 啓一
 副知事 川原 誠
 副知事 前川 浩
 観光文化スポーツ部理事
 総務部長 名越 一郎
 総務部危機管理監(兼) 出口 廣晴
 企画振興部長 妹尾 明
 あきた未来創造部長 湯元 巖
 観光文化スポーツ部長 佐々木 司
 健康福祉部長 保坂 学
 生活環境部長 高橋 修
 農林水産部長 齋藤 了
 産業労働部長 水澤 聡
 建設部長 小川 智弘
 会計管理者(兼) 鎌田 雅人
 出納局長

総務部次長 神部 秀行
 財政課長 猿田 和三
 教育委員会教育長 米田 進
 警察本部長 森末 治

●議長(鶴田有司議員) これより本日の会議を開きます。

諸般の報告は、お手元に配付してあります議長報告のとおりでありますので、朗読を省略いたします。

議長 報告 (朗読省略)

一、九月十八日、請願第二十一号について、別紙のとおり、請願取下申出書が提出された。

一、委員会に付託した請願は、別紙請願文書表(第一号)のとおりである。
 一、委員会に送付した陳情等は、別紙陳情文書表(第二号)のとおりである。

平成三十年九月十八日

秋田県議会議長 鶴田 有司 様

請願提出者住所 秋田市土崎港中央五丁目四番八号

ニューポートビル六〇四号

請願提出者氏名 鈴木 善夫

請願取下申出書

平成二十八年六月一日に提出した請願について、次の理由により取り下げたいので、許可願います。

一 請願番号 第二十一号(乳がん診断の項目を、健康診断の診断項目に付加することについての請願書)

【平成三十年第二回定例会（九月議会）請願文書表（第一号）
・陳情文書表（第二号）は巻末に登載】

●議長（鶴田有司議員） 日程第一、一般質問を行います。

本日は、十六番高橋武浩議員、十二番小原正晃議員、十四番今川雄策議員の一般質問を許可することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（鶴田有司議員） 御異議ないものと認めます。まず、十六番高橋議員の発言を許します。

【十六番（高橋武浩議員）登壇】（拍手）

●十六番（高橋武浩議員） おはようございます。自由民主党会派の高橋武浩でございます。このたび一般質問の機会を与えてくださった先輩並びに同僚議員の皆様に、心から感謝を申し上げます。また、日ごろ私の活動を御支援してくださる後援会の皆様をはじめ、県政に関心を持つ多くの皆様に傍聴にお越しをいただき、ありがとうございます。この場をおかりし、厚く御礼を申し上げます。

質問に入る前に、一言申し上げます。

まずは、六月末から七月初めにかけて西日本を中心に甚大な被害を及ぼした豪雨、近畿地方を中心に大きな被害をもたらした台風第二十一号、さらには、今月に入って発生した北海道胆振東部地震により犠牲になられた方々に謹んでお悔やみ申し上げますとともに、被災された方々に心からお見舞いを申し上げます。被災地の一日も早い復旧・復興をお祈りいたします。

次に、このたび県民栄誉章を授与されることになりました金足農業高等学校野球部の選手並びに関係者の皆様に、心からお祝いを申し上げます。夏の甲子園大会において、県勢百三年ぶりの準優勝という快挙に、

私を含め多くの県民が熱狂し、大きな感動をいただきました。私は、これを一過性のものにするのではなく、「やればできる」という気概を持って、引き続き県勢発展に邁進していただきたいと思います。

それでは、質問に入ります。

はじめに、土砂災害対策の推進についてであります。

先ほども触れましたが、今年の六月末から七月初めの記録的豪雨により土砂災害が多発し、七月末時点の発生件数は、広島県で四百七十一件となるなど、全国で一千四百六十四件に上っています。死者・安否不明者は百名を超え、建物被害も八百棟を超えるなど、平成最大の被害となりました。近年、我が国では、海水温の異常な上昇を背景とした台風の上陸等により、今回のような豪雨災害が頻発しております。気象庁のデータでも、一時間雨量八ミリメートル以上の猛烈な雨の年間発生回数、三十年前と比較し約一・六倍となっており、いつ、どこで豪雨による災害が発生してもおかしくないことから、本県でもそのための備えをしておかなければなりません。

日本は、台風や大雨、地震等が引き金となつて、がけ崩れや土石流、地すべりなどの土砂災害が発生しやすい国土環境であり、本県も大半が山地で、谷の出口の扇状地や山地斜面の下に多くの人家があります。これまで県内では、平成九年五月に鹿角市八幡平で発生した澄川・赤川の地すべり、平成二十五年八月に仙北市田沢湖で発生した供養佛地区の土石流など、大きな被害を伴うつらい経験をしております。

土砂災害は、河川の増水による浸水被害と違い、事前に危険性を認知することが困難であり、一瞬にしてとうとい生命や家屋などの貴重な財産を奪い、甚大な被害をもたらす大変危険な災害であります。谷の地形や過去の痕跡などから土砂災害の発生のおそれが高いと考えられている土砂災害危険箇所は、国内では約五十三万カ所、県内でも約八千カ所に及ぶとされており、その数が膨大であることから、施設整備はなかなか進んでいない状況にあると伺っております。そこで、国と県は、土砂災

害の被害を減らすため、「避難」に重点を置き、土砂災害警戒区域等の指定などのソフト対策を進めております。しかしながら、今回の西日本豪雨では、事前に土砂災害警戒区域等が公表され、特別警報や避難勧告が出されたにもかかわらず、逃げ遅れてしまい被害に遭うケースが多数あったと聞いております。ソフト対策において、避難訓練の実施や土砂災害警戒区域等の十分な周知など、実際の避難行動に結びつくような対策が重要と言えます。限られた予算の中で、数多くの危険箇所の土砂災害対策を進めるためには、ハード・ソフトの両面からの対策が必要であると考えますが、土砂災害対策に関する基本方針をお伺いします。

次に、山本地域振興局管内における土砂災害対策の見通しについて伺います。

西日本豪雨災害では、避難行動を起こすことの難しさがクローズアップされる一方で、広島県安芸郡熊野町や呉市宮原村では、県の砂防堰堤が土石流や流木を捕捉し、土砂災害を免れるなどの砂防事業の効果が発揮された事例もあり、ハード対策の重要性が改めて確認されました。

私の地元山本地域振興局管内には、土砂災害危険箇所が六百十九カ所あり、このうちソフト対策として土砂災害警戒区域等の指定を行っている箇所は五百六十四カ所、ハード対策済みが九十五カ所あると聞いております。現在、能代市二ツ井町地区においては、障害者支援施設が保全対象となっている「オンデの沢」砂防事業が進められていますが、事業区域内で埋蔵文化財の発掘調査が必要となっており、いまだ堰堤本体工事に着手できない状況であります。利用者や施設関係者の方々から強い要望があり、私も何度か現地を視察しておりますが、土石流発生の危険性のある溪流が障害者支援施設の真後ろにあります。避難時や災害発生時に特に配慮の必要となる方々の安全性を高めるために、一日も早い事業着手を望むものであります。事業の進捗状況と今後の見通しについてお伺いします。

また、八峰町から茶の沢川が、さらに三種町から牛沢が、それぞれ事

業化を要望されていると聞いております。茶の沢川は、下流に家屋だけでなくJR五能線や国道一〇一号などがあり、その先が日本海であるため、土石流が発生した場合は避難行動や避難後の物流等に大きな影響があるものと思われれます。牛沢においても、山地と三種川に挟まれた狭い地域に家屋が点在しているほか、避難場所まで通じる町道が走っており、過去の集中豪雨の際にも実際に土砂が町道まで流出してくるなどの被害が出ております。このような避難行動等への影響が懸念される土砂災害危険箇所については、優先的に施設整備をすべきものと考えますが、今後の事業見通しについてお聞かせください。

次に、高速交通ネットワークの整備についてお伺いします。

今年三月、日本海沿岸東北自動車道の鷹巣インターチェンジから大館能代空港インターチェンジ間が開通し、東北自動車道へのアクセスが向上するなど、物流や交流人口の拡大による地域経済の活性化が図られております。先月、開港二十周年を迎えた大館能代空港も、昨年年間利用者数が十三万八千人を超え、東京便の利用者は過去最高を更新しております。今年は十四万二千人を目標に利用促進に力を入れており、白神山地世界自然遺産登録二十五周年の節目の年を迎える能代山本地区では、様々な記念イベントを展開しながら誘客に努めております。このような中、七月に移転・新設された「道の駅ふたつ」では、八月末までの利用者数が二十万人を超すなど順調な出だしとなっております。隣県からの来場者も多く見られ、高速交通ネットワークの整備による効果を実感しているところであり、早期の全線開通を待ち望んでおります。

現在、国土交通省による国道七号二ツ井今泉道路の整備とともに、県事業である鷹巣西道路や、交通ネットワークとして日沿道につながる国道西目屋二ツ井線の荷上場バイパスも着々と整備が進められているところですが、国道七号二ツ井今泉道路に計画されているトンネル掘削予定箇所の地質調査において、土壌の岩石の中に自然由来の重金属を含むことが確認されたと聞いております。このため、国土交通省事業における

盛り土計画の変更や工事の遅延等による周辺工事への影響の発生を懸念しておりますが、県事業への影響や今後の見通しについて、現時点の進捗率とあわせてお知らせください。

次に、能代港の整備と利活用について、三点お伺いします。

一点目は、能代港の物流機能の強化に向けた港湾整備の見通しについてです。

県沿岸北部、米代川河口に位置する能代港は、古くから県北地域で産出する鉱物、米、秋田杉などの集積地として栄えた港です。現在は、東北地方北西部の電力供給拠点として石炭火力発電所の安定した燃料調達を支えるとともに、背後に立地するリサイクル関連企業等のバルク貨物を取り扱うなど、県北部の産業活動・物流の機能を担う玄関口として重要な役割を果たしております。さらに、平成三十二年六月には能代火力三号機が稼働する予定であることから、今後も石炭運搬大型船の入港が増加することが見込まれます。また、今後見込まれる高速交通ネットワークの整備によって、さらに利便性が向上し、県北部や隣県からの物流拡大が図られ、経済活性化の可能性が一層高まることが期待されます。そのため、能代港への物流の拡大を見越し、安全な船舶の航行や荷役、安定した物流の確保に向け、計画的に港湾整備を進めていくことが重要と考えますが、今後の能代港の整備の見通しについてお聞かせください。

二点目は、洋上風力発電の拠点化に向けた取り組みについてです。

能代港のある日本海沿岸部は、日本国内でも有数の風況の良い地域であることから、近年は大規模な風力発電の事業化に向けた調査等が進められております。先月二十八日には、県北を中心とする九市町のほか、商工会議所や関連企業など三十九団体が参加して、能代港の洋上風力発電の拠点化を目指し、「能代港洋上風力発電拠点化期成同盟会」が発足したところであります。洋上風力発電は、広大な海上において安定的な強風から再生可能エネルギーを生み出せるほか、建設工事やメンテナンス業務、建設用部材や発電用部品の供給など、県内企業の参入によって、

雇用の促進と将来を担う若者の担い手確保につながる可能性が期待されます。

しかしながら、洋上風力発電の建設が増加していくに伴い、資機材等の保管や組み立て、積み出しをするためのヤードの確保が必要となり、現在の埠頭用地では手狭になることが懸念されます。また、洋上風力発電の稼働中に、風車や発電設備などでトラブルが発生した場合、メンテナンス要員が駆けつけ、迅速に対応することが安全管理上でも大切であり、整備計画段階からこの点を考慮しておくことが必要であると考えております。洋上風力発電に関しては、昨年度能代港ビジョンが策定され、今後、環境アセスメントを経て、来年度中に能代港港湾計画を変更すると伺っております。そこで、これらの資機材に関するヤードの確保や稼働後の維持管理について、計画上どのように位置づけて整備を進めていく予定なのかなど、洋上風力発電の拠点化に向けた今後の取り組みと見通しをお聞かせください。

三点目は、クルーズ振興についてです。

アジアのクルーズ市場の急成長を背景に、日本へのクルーズ船の寄港回数が年々増加しており、さらなるクルーズ需要の拡大が期待されることからあります。クルーズ船の寄港により、一度に数百から数千人規模のクルーズ客が訪れることから、大きな経済効果が見込まれております。富裕層などに長時間滞在してもらい、観光振興や地域振興に結びつけていくことが重要であります。

能代港は、高速道路の開通により、世界自然遺産白神山地のほか、十和田・八幡平国立公園など、県北地域一帯の様々な観光資源へのアクセスが向上することから、クルーズ船の寄港地として注目されております。そのため、港湾整備の充実やクルーズ船の誘致活動に加え、クルーズ客が観光や飲食、買い物などを通して寄港地の消費拡大に寄与するような仕掛けなど、さらに魅力的なメニューづくりが必要であると考えます。今年度のクルーズ船の寄港回数は、秋田港の十八回に対して、能代港は

二回と大きく差が開いている状況ではありますが、今後の伸びしろは大きいものと思われま。県では、今後どのようにして能代港へのクルーズ船の寄港拡大を図るのか、それをどのように県北地域の発展につなげていくのか、今後のクルーズ振興に向けた取り組みについて、知事の御意見を伺います。

次に、森林整備について、三点お伺いします。

一点目は、森林管理の現状と新たな森林管理システムについてであります。

森林の整備は、地球温暖化の防止をはじめ、国土の保全や水源の涵養、地方創生や快適な生活環境の創出等につながり、その効果は広く国民一人一人が恩恵を享受していると言えます。また、森林は木材等の生産活動をを通じて、山村地域における雇用の確保に大きな役割を果たす重要な「緑の社会資本」であります。

戦後造成された人工林の多くが本格的な利用期を迎える中で、これまで国や県では、森林所有者が行う造林や間伐等の森林整備に対する支援はもとより、木材利用の拡大や木質バイオマスの有効利用など、森林資源の循環利用に向けて各種施策を講じてきました。しかしながら、木材価格の長期下落等により、経営管理が行われていない森林について、市町村が集約し、森林環境譲与税によって適正に管理する新たな制度の創設を内容とする法令が制定され、平成三十一年四月から施行される予定であります。この「新たな森林管理システム」の運用開始に当たり、本県の民有林における森林管理の現状と、システムの概要についてお知らせください。

二点目は、新たな森林管理システム実施に向けた市町村の体制整備と人材育成についてお聞きします。

私の地元でも、先祖から受け継いだものの所有する森林の場所がわからない方や、住んでいる市町村から離れていて管理できないという方も少なくありません。地元の森林組合では、放置林を解消するため、所有

者の合意形成活動を行い、基幹作業道を整備することにより、間伐を実施し成果を挙げている事例もあります。このように、これまで手入れが十分でなかった人工林について、市町村が仲介役になって森林を集約し適切に管理することにより、森林経営の集積が進むことが期待されることから、新たな森林管理システムは、林業再生のために必要な制度であると考えております。

その一方で、市町村においては、今後膨大な業務が発生するものと思われま。市町村がこれらの新システムを円滑に進めていくためには、既存の市町村の体制を充実させていくことはもとより、専門知識を有する人材の確保や、施策を実施する林業経営体の育成等が不可欠だと思われま。その対策についてお聞かせください。

三点目は、森林環境譲与税と森づくり税の使途についてお聞きします。平成三十一年度から譲与される「森林環境譲与税」は、国民が等しく負担を分かち合って、国民みんなで森林を支える仕組みとして、平成三十六年度から課税される森林環境税をその財源としております。この森林環境譲与税については、新たな森林管理システムの円滑な推進に使われるほか、森林の少ない地域においては木材利用の促進等にも使われると聞いております。一方、本県独自の取り組みである県の「水と緑の森づくり税」は、平成三十年度から第三期の五カ年計画がスタートし、近年問題になっている熊対策として、野生動物による被害などのおそれがある森林の緩衝帯を整備する事業や、親子で木に触れ合うための木育空間整備事業などが新たに加わり、森林環境や公益性を重視した森づくりを実施しているようです。

このようなか、新たに創設される国の森林環境譲与税の使途は、県の水と緑の森づくり税により実施される事業と、目的や事業内容が重複しないものでしょうか。森林環境譲与税と県の水と緑の森づくり税のそれぞれの使途や役割についてお聞かせください。

また、森林環境譲与税については、国の平成三十年度税制改正の大綱

において、市町村は間伐等の森林整備及びその促進に要する費用に、県は市町村の支援等に関する費用に充てることとされており。森林環境譲与税の導入により、既存の森林整備関連予算が削減される可能性もあると懸念される所であり、どのよう認識しているのか、知事の御所見をお伺いします。

次に、岩館漁港の「水産版メガ団地」構想についてであります。

県内に二十一カ所ある海面漁港は、漁業活動の生産及び流通の基地として、これまで重要な役割を果たしてきております。しかしながら、一隻当たり漁獲高の多い底曳き漁船の廃船や水産資源の減少、海水温の上昇等によると推測される漁獲種の変化、県の魚であるハタハタ資源量の低位安定などにより、本県の漁獲高は直近の五年間で三割近く減少しており、海面漁業を取り巻く環境は非常に厳しい状況にあります。また、漁業従事者の高齢化や新規就業者の減少、燃油等生産コストの上昇などにより、登録漁船数や漁協の組合員数がここ五年で約二割減少し、漁港周辺の漁村そのもののコミュニティの維持や経済活動にも支障が生じております。

県では、この事態を打開するため、「つくり育てる漁業」による漁業生産力の向上や、水揚げした魚介類の加工・販売による高付加価値化等を推進しており、これを受けて、秋田県漁業協同組合では、県北部の岩館漁港をモデルとした漁港施設の有効活用に向け、関係機関との協議を始めております。計画では、防波堤等で囲まれた静穏域を増養殖事業に利用し、複合的な「つくり育てる漁業」のエリアを創出することとしており、多少のしけでも水産物の生産が可能になるとしております。漁港内の静穏域では、外海に比べ操業が容易になるため、鮮度管理を徹底することで漁獲物の単価アップが期待できるほか、高齢のベテラン漁業者が、安心・安全に働くことのできる漁業環境を提供することができるとの思われます。

具体的に岩館漁港の例で言いますと、静穏域の活用により、次の三つ

のメリットが見込まれます。

一つ目は、イワガキやアカモク、ナマコ、アワビなどの磯根資源等の増養殖による所得向上であります。例えば、秋田では夏がイワガキの旬となっており、県外では冬がマガキの旬となっております。従来は荒天等により漁のできない十一月から十二月などでも、静穏域なら養殖が可能となります。また、アカモク、いわゆるギバサは、県北部の八森や岩館で古くから採取しており、県北部では二社が加工販売を行っております。しかし、近年は全国的に人気急上昇し、県内産だけでは原料不足となっているため、適正な資源管理のもと、磯根の拡大による大幅な増産が待たれております。新たな資源で言うと、ナマコを乾燥加工したものが輸出用として高値で取引されており、県産のナマコについても、地元で加工して販売できれば、漁業者の所得向上につながります。ほかにも、静穏域はハタハタのふ化や増養殖の場としても期待できるものと思われます。

二つ目は、漁船航行の安全性確保による生産コストの低減であります。磯根漁業は沿岸近くで操業できる採介・採藻漁業であることから、生産コストを抑えながら所得の向上と安定につながると考えられます。

三つ目は、技術継承の場としての活用であります。ベテラン漁業者にとつて安心・安全な漁業環境が確保されるほか、経験の浅い漁業者にとつても危険の少ないエリアであることから、昨今課題となっている担い手の確保や着業後の人材育成・技術継承などにも効果があると見込まれます。

このように、高波を防いで十分な広さを持つ静穏域を確保できれば、高質化や増産、魚種の追加、操業の効率化等が実現でき、生産から加工、販売までを見据えた六次産業化の推進が可能となります。こうした取り組みにより、水産業の構造再編や漁業関係者の格段の所得向上、担い手の確保・育成を目指すものであり、まさに、これは「水産版メガ団地」構想と呼ぶことができます。漁村地域の活性化の核として展開が期待で

きるため、私も大いに期待をしております。これら、この将来構想の実現に向け、県と水産業関係者らが一体となつて取り組んでいく必要があると思いますが、岩館漁港をモデルとした新たな取り組みの状況と今後の展開について伺います。

あわせて、漁村地域の活性化に向けた磯根資源の増養殖と水産業の六次産業化について、現時点での取り組み状況と今後の方針をお聞かせください。

これで私の一般質問を終わります。御清聴ありがとうございました。
(拍手)

●議長（鶴田有司議員） 県当局の答弁を求めます。

【知事（佐竹敬久君）登壇】

●知事（佐竹敬久君） おはようございます。高橋議員の一般質問にお答え申し上げます。

まず、土砂災害対策の推進でございます。

基本方針でございますが、県では、頻発する土砂災害を防止するため、危険度の高い箇所へのハード対策と、地域住民の確実な避難につながる情報発信などソフト対策の両面から、総合的に対策を進めております。

ハード対策としては、病院などの要配慮者利用施設や、国道・鉄道などの重要な公共施設の保全に加え、近年、土砂災害が発生した箇所などを優先し、砂防堰堤等の施設整備を進めることにしております。一方、ハード対策には膨大な費用と時間を要することから、ソフト対策として、地域住民の警戒避難体制の整備を促進するため、平成三十一年度までに、全ての土砂災害危険箇所において、土砂災害警戒区域等の指定を目指し、重点的に取り組んでいるところであります。また、災害発生時には、確実に避難行動をとることが重要であり、ハザードマップを作成する市町村への支援を行っているほか、毎年、地域振興局ごとに市町村及び地域住民との合同による避難訓練を実施しており、その際に、避難の重要性やタイミングなどについて、理解を深めるための学習会を開

催しております。

今年七月には、西日本を中心とした豪雨災害が発生するなど、異常気象により土砂災害が頻発しており、引き続き、ハード・ソフト一体となった効果的な土砂災害対策を着実に進めてまいります。

次に、施設整備の見通しでございます。

能代市二ツ井地区の「オンデの沢」においては、土砂災害から障害者支援施設等を守るため、五基の砂防堰堤等を計画し、うち一基の設置工事が完了しておりますが、残りの四基は、埋蔵文化財の調査時期について調整を図り、平成三十二年度には工事に着手できる見込みとなっております。また、国道一〇一号や鉄道などが保全対象となっている八峰町の「茶の沢川」や、平成二十八年度に土砂流出被害が発生した三種町の「牛沢」については、優先的に対策すべき箇所と考えており、今後、早期の事業化に向けて取り組んでまいります。

次に、高速交通ネットワークの整備でございます。

将来的に日本海沿岸東北自動車道の一部となる鷹巣西道路については、現在、全線にわたって道路改良工事を進めており、今年度末の事業進捗率は約六二％となる見込みであり、来年度からは翔鷹大橋の補強工事に着手する予定となっております。また、日沿道に接続し、世界遺産白神山地へのアクセス道路となる荷上場バイパスについては、橋梁工事や道路改良工事の進捗を図っており、同じく事業進捗率は約五四％となる見込みであり、来年度は新たな橋梁工事に着手してまいります。これらの路線は、県北地域の交通ネットワークを構成する重要な路線であることから、引き続き、早期の供用に向け、事業の推進に努めてまいります。

なお、御指摘の県事業への影響でございますが、二路線とも大規模な盛り土構造で大量の土砂が必要となるものの、国で施工する今泉トンネルの掘削土は使用しないことから、影響はないものと考えております。

次に、能代港の整備と利活用でございます。

まず、整備の見通しでございますが、現在、能代港では、静穏度の向

上を図るため、国により第二北防波堤の延伸工事が今年度中の完成を目指して進められているほか、県においても、北防波堤の改良工事を実施しており、港内の浚渫工事の実施とあわせ、船舶のより安全な航行が可能となるよう整備を進めております。また、今年三月には、能代港の発展を県北地域全体の活力につなげていくため、行政機関、商工会議所、物流事業者等が連携し、能代港の今後のあり方や、整備の方向性を定めた「能代港ビジョン」を取りまとめたところであります。

今後は、このビジョンに基づき、高速道路の開通や風力発電の立地に伴う物流の増加に対応した岸壁・埠頭用地などの港湾施設について、港湾計画に位置づけ、関係機関と連携しながら、事業者のニーズに対応した整備に取り組んでまいります。

次に、洋上風力発電の拠点化でございます。

県では、「第三期ふるさと秋田元気創造プラン」の重点施策に「地域資源を活用した新エネルギー関連産業の振興」を位置づけており、事業者による洋上風力発電の導入に向けた調査等への支援を行うこととしております。現在、能代港では、全国に先駆け、港湾区域内における洋上風力発電事業が検討されており、さらに、沖合の一般海域においても、複数の事業者が導入に向けた調査を実施しているところであります。また、国では、一般海域の利用を拡大するため、最大で三十年間使用できる「促進区域」の指定に向けたルールづくりなどが検討されていることから、洋上風力発電の本格的な導入が進むものと見込まれております。県としましては、本県沿岸を「促進区域」に指定するよう国に働きかけるとともに、事業者のニーズを的確に把握しながら、今後、発電用資機材の保管や組み立て、メンテナンスに必要な「埠頭用地」の拡張などを港湾計画に位置づけ、能代港の洋上風力発電の拠点化に向けた取り組みを推進してまいります。

次に、クルーズ振興でございます。

県では、全国的に拡大するクルーズ需要を本県に呼び込むため、昨年

三月に「あきたクルーズ振興協議会」を設立し、寄港促進に向けた取り組みを進めております。能代港においては、これまでも、船会社などへの訪問や本県への招聘を行うことにより、能代・山本地域をはじめとした県北地域ならではの観光地や食、祭りなどのPRを行っているところであります。

議員御指摘のとおり、能代港は、高速道路の開通などによりクルーズ船の寄港地として注目されていることから、今後は、船会社などへのセールス活動の強化や能代港を核とした新たな周遊プランの造成など、寄港拡大に向けた取り組みを推進するとともに、寄港による経済効果を県内に波及させるため、クルーズ振興協議会を中心とした情報発信の強化に努めてまいります。

次に、森林整備でございます。

はじめに、森林管理の現状と新たな森林管理システムについてであります。

本県において、民間が所有する杉人工林のうち六割に当たる十四万ヘクタールについては、森林経営計画に基づき適切に管理されているものの、残りの四割は、長期にわたる木材価格の低迷や立地条件が悪いことなどから放置されている状況にあり、今後の適切な管理が課題となっております。

新たなシステムは、所有者が管理できないと意思表示した森林を市町村が受託して、間伐等の整備内容などを定めた管理計画を策定し、そのうち採算が見込まれるものについては、林業経営体に再委託しますが、それ以外は市町村自らが管理する仕組みであり、この制度を着実に推進することで、将来にわたって全国一の資源量を誇る本県の杉人工林の健全な維持に大きく寄与するものと考えております。

次に、市町村の体制整備と人材育成でございます。

新たな森林管理システムは、市町村が主体となって運用するものであります。林業の専門担当を配置している市町村が少ないことに加え、

担当者であっても専門的知識を有していない場合が多いことから、制度の実施に当たり人材の確保が大きな課題となっております。このため、県では、事業の流れや発注管理等の委託事務に関する研修会を開催し、担当者の実務能力の向上を図るとともに、市町村職員による人材確保が困難な場合は、専門の業務を担える「地域林政アドバイザー」を紹介するほか、林業関係機関と連携し、実施体制の整備を支援してまいります。

また、この制度を将来にわたって円滑に推進していくためには、意欲と能力のある林業経営体を、より多く確保していくことが重要であることから、従事者の技術力の向上を図りながら、生産性の高い森林管理ができる経営体を育成していく必要があります。県としましては、「ニューグリーンマイスター育成研修」等を有効に活用し、従事者の技術を高めるとともに、林業経営体への高性能林業機械や、伐採と再造林の一貫作業システムの導入等を促進し、生産性の向上を図ってまいります。

次に、森林環境譲与税と森づくり税の使途でございます。

国の森林環境譲与税は、森林資源の適切な管理を目的とし、立地条件が厳しいことなどにより、森林経営計画が作成されず、手入れが行き届かなかった森林での間伐等を主な使途にしておりますが、都市部のような森林が少ない地域にあつては、木材の利用促進等にも使えることになっております。一方、本県の森づくり税は、森林環境の保全を主な目的とし、生育の思わしくない杉林を広葉樹が混在した森林に転換していくことや、里山林の再生、森林公園の整備等に活用していることから、基本的に目的や事業内容は重複しないものと認識しております。

また、既存の森林整備事業は、森林経営計画に基づき間伐や作業道の整備を行うものであり、新たな制度の対象とは異なることから、直接的な予算削減の理由にはならないものと考えております。

次に、岩館漁港の「水産版メガ団地」構想でございます。

岩館漁港では、航行の安全を図るため、平成十四年度から三十三年度

まで、延長二百三十一メートルの沖防波堤を整備しており、完成すれば出漁回数が増え、漁獲量の増加が見込まれるほか、漁港内の静穏域を増養殖に活用することにより、漁業所得の向上が期待されております。こうしたことから、県漁協では、その完成を見据え、漁業関係者とのワーキンググループを今月設置し、静穏域の活用に向けた具体的な検討に着手したところであり、ワカメやナマコの生産に意欲を示す漁業者も出てきております。

岩館地域は、イワガキやアワビなどの磯根資源に恵まれているほか、女性漁業者や民間事業者による加工活動が活発なことから、県としましては、ワーキンググループに参加し、静穏域の有効活用について助言するとともに、ワカメの養殖やナマコの増殖について、技術的な指導を行ってまいります。

本県における磯根資源の増養殖については、イワガキやアワビなどの増殖場の整備を行うとともに、ワカメの養殖を推進するため、柔らかな特徴とした新たな品種や、作業効率の良い漁具の開発を行ってきたところであります。こうした取り組みにより、イワガキは全国トップクラスの漁獲量となっているほか、ワカメの生産量は増加傾向にあり、引き続き、磯根資源の増大に努めてまいります。

また、水産業の六次産業化については、漁業者等の商品開発や販路開拓をサポートするとともに、加工機械等の導入を支援しており、昨年度は、首都圏のレストランなどと十五件のマッチングが成立し、さらに今年度は、男鹿市の道の駅オガレを拠点とした加工活動に支援しているところであり、今後とも、こうした意欲的な取り組みを積極的に支援し、水産業の六次産業化を推進してまいります。

以上でございます。

●十六番（高橋武浩議員） 前向きな答弁ありがとうございます。一番心配しておりました地元のオンデの沢ですが、埋蔵文化の調査に三年ほどかかるということで、来年度の調査の範囲を広げていただき、三十二

年度から着手できるということで安心をしているところであります。残り三基ありますが、今後の調査においても、建設部と協議しながら対応していただければと思います。これはお願いであります。

最後の水産版メガ団地構想であります。今、なかなか漁業を取り巻く環境は厳しいわけですが、それこそ漁港の港湾内を活用しながら、磯根資源のビジョンに今取り組もうと第一歩を踏み出したわけであります。

秋田県の水産業のモデルケースとなり得ると思っておりますので、その水産版メガ団地構想に取り組み漁業者の皆さんに、ぜひとも知事からエールを送っていただければと思います。

【知事（佐竹敬久君）】

●知事（佐竹敬久君） まず私も秋田には水産資源が多様にあります。ただ、ハタハタは県魚ということですが、漁獲量はほんのわずかです。から、ただハタハタに頼るのではなく、むしろ別の漁種として、例えば海藻類というように、何かにある程度特化して、そのブランド価値を高めるといふことが必要です。そういう意味から、全県にいろいろな漁港があります。特に岩館の方は、地元の熱意、歓迎する漁業者、あるいは様々な商業利用も含めて加工に熱心な企業経営者がたくさんおります。そういう意味では、一番マッチングしやすいところ。あの場所も岩礁海岸ですから、そういう意味で活用しやすいところ。ぜひ地元で頑張ってもらって、我々も一緒になってこのブランド価値を、あの場所、あの地域をブランドとマッチングしながら、白神全体を観光資源ということ幅広く捉えてやっていきたいと思っております。

●議長（鶴田有司議員） 十六番高橋議員の質問は終わりました。

暫時休憩いたします。再開は十一時十分といたします。

午前十時四十九分休憩

午前十一時十分再開

出席議員 四十名

一	番	薄井	司	二	番	加賀屋	千鶴子
三	番	吉方	清彦	四	番	石川	徹
五	番	佐々木	雄太	六	番	杉本	俊比古
七	番	鈴木	健太	八	番	佐藤	信喜
九	番	加藤	麻里	十	番	佐藤	正一郎
十一	番	三浦	茂人	十二	番	小原	正晃
十三	番	沼谷	純	十四	番	今川	雄策
十五	番	鈴木	雄大	十六	番	高橋	武浩
十七	番	平山	晴彦	十八	番	石川	ひとみ
十九	番	東海林	洋	二十	番	渡部	英治
二十一	番	菅原	博文	二十二	番	佐藤	雄孝
二十三	番	北林	丈正	二十四	番	竹下	博英
二十五	番	原	幸子	二十七	番	田口	聡
二十八	番	石田	寛	二十九	番	三浦	英一
三十	番	土谷	勝悦	三十一	番	工藤	嘉範
三十二	番	近藤	健一郎	三十三	番	加藤	鉦一
三十四	番	佐藤	賢一郎	三十五	番	小松	隆明
三十七	番	柴田	正敏	三十八	番	大関	衛
四十	番	小田	美恵子	四十一	番	鶴田	有司
四十二	番	鈴木	洋一	四十三	番	北林	康司

地方自治法第二百一十一条による出席者

休憩前に同じ

●議長（鶴田有司議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第一、一般質問を継続いたします。十二番小原議員の発言を許します。

【十二番（小原正晃議員）登壇】（拍手）

●十二番（小原正晃議員） おはようございます。会派、次の世代につながる会の小原正晃です。我が国の人権の歴史を見ると、長く続いた封建的身分制度社会から、明治維新や大きな戦争を経て、ようやく現在私たちが当たり前のように受けている個人の自由、平等の権利を少しずつ少しずつ、先人たちの血と汗と涙の上に勝ち取ってきました。その土台となる考えが、「全ての人間は法のもとに平等である」という、すなわち立憲主義の考え方であります。しかし、ここ数年の我が国では、権力の集中により法の解釈そのものをねじ曲げてしまう事態がおき、社会全体が少しずつ反立憲主義化しているように感じられます。それが分断と排除の政治、社会の多様性が脅かされ、大切な情報が隠蔽される政治、権力者への忖度による政治につながってきたように思えてなりません。人類の英知により、長い時間を重ね、ようやくたどり着いた、この「立憲主義」が壊されてしまうのではないかと、私は強い危機感を感じております。同じように、今の政治に怒りや危機感を持つ多くの国民・県民の皆様様の声に答えるために、このたび私は立憲民主党に所属し、立憲主義を守る活動をしながら、県内に組織を立ち上げていくことを決意いたしました。しかしながら、今後政党の枠組みだけにとらわれず、近い思いを持った方々とも連携していけるよう、政党名を名乗らず、これまでどおりの会派名で活動してまいりたいと考えております。現場の声を大事にしながら、子供たち世代、次の世代に少しでも良い社会をつなげるよう汗をかいていきたいと思っておりますので、県民の皆様、先輩同僚議員の皆様におかれましては、今後も格段の御指導を賜りますよう、心よりお願いを申し上げます。

それでは、八回目の一般質問に入らせていただきます。

最初にイーリス・アショアについてお伺いいたします。

県民が大きな関心を持つこのイーリス・アショア問題では、知事や秋田市長といった首長、国会議員のほか、我々地方議員を含めた全ての政

治家の姿勢や言動が注視されております。特に知事におかれましては、発言一つ一つに大きな反響があり、県内はもろろんですが、日本中から注目されております。知事は、七月三十日の記者会見で、「一義的に地元住民、この方々の思いを尊重して我々は動くべきであろう」とお話しされております。私も全く同じ思いであります。そこで、新屋勝平地区振興会さんからの要望書についてお伺いいたします。

八月二十八日、私の自宅にも「イーリス・アショアの新屋配備計画の撤回を求める要望書」が届きました。もちろん知事や県議会議員の皆様にも、同じ要望書が届いていることと思います。内容は、政府側の説明が繰り返されるたびに、地元住民の不安や不信、疑念が逆に高まっていく現状にあるということ、臨時理事会でイーリス・アショア配備計画に反対することを全会一致で決議したこと、議員各位に今後は「配備計画は撤回を」の姿勢で臨んでほしいということでした。知事は、この要望書を読み、どう感じられたのか、率直な御意見をお聞かせください。

また、知事は八月二十七日の防衛省幹部との会談の中で、住民の不安払拭のために住宅地と施設の間に最低でも七百メートル、できれば一キロメートルの十分な保安距離が確保できるか、しっかり調査をするよう求めておられますが、この要望書では、新屋への配備計画そのものの撤回を求める内容となっております。住民の思いを尊重するという考えの知事におかれましては、もし調査において、ある程度の保安距離が確保できるという結果が出た場合でも、あくまで「この新屋地区にイーリス・アショアはいらない」という、住民の意思に寄り添った毅然とした対応をとっていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。知事の御所見をお伺いいたします。また、知事がお考えの十分な保安距離の根拠は何であるかについても、あわせてお知らせください。

次に、高齢者の就労の場の確保についてお伺いいたします。

はじめに、高齢女性の就労の促進についてお伺いいたします。

医療の発達で平均寿命が大きく伸び、人生百年時代に突入いたしまし

た。今、超高齢化時代に向け、医療介護や年金、働き方など、あらゆる面で制度の見直しが行われております。本県では、七十五歳以上の男性が約六万九千人、女性が十二万四千人おり、高齢者の高齢化も年々進んでおります。また、高齢者のひとり暮らし世帯は、男性の約一万九千人に対し女性は約四万八千人で、ひとり暮らしの高齢女性が男性の約二・五倍も多くなっています。私も、地域で様々なお宅から生活に関する聞き取り調査をする中で、ここ数年の物価の上昇、年金の引き下げなどから、経済的に困窮するひとり暮らしの高齢女性が非常に増えていると感じており、このことがこれからの本県にとって大きな課題になるのではないかと危惧しております。

七十五歳を超える高齢女性には、無年金者、低年金者の方も少なくありませんし、国民年金のみの方も多くありますが、女性の国民年金平均受給月額、わずかに約五万三千円です。また、厚生年金であっても、平成二十八年度の本県平均受給額を見ると、男性の約一四万四千円に対して、女性は約九万二千円にとどまっております。老後の蓄えを考えても、女性の平均寿命の方が高いことから、さきに病気になるた夫の介護費用や葬儀代に充てることによつて、思った以上に少なくなっているケースも多いと聞きますし、夫が亡くなった途端、生活が困難になったという話も耳にします。こういった方々の中で、元気な高齢者が少しでも働き、収入を得ることが出来る仕組みがあれば、県内における経済循環の向上や、現状の人手不足に対して、ある程度の貢献につながるものと考えます。国では、人手不足の解消に向けて、外国人が日本で働くことができ、新たな在留資格の創設などの取り組みを進めようとしておりますが、その前に、まずは身近な元気な高齢者を支援することにより、人手不足解消の取り組みを進めたいと思っております。

なお、本県では七十歳以上まで働ける企業割合が全国一位となっておりますが、それは裏を返せば労働力が不足しているため、そのまま定年後も会社に残り、引き続き雇用される場合が多くなっているだけとも

言えます。こうした高齢者の雇用を取り巻く状況を見ても、定年まで雇用されているのは圧倒的に男性が多いため、定年後の継続雇用も男性中心となっております。労働局が公表している統計調査では、男女別はなく、一くくりに高齢者となっている状況ですが、今後は男女別を意識した調査をすべきと考えます。つまり、高齢女性の労働意欲がどれくらいあり、また人手を求める働き場はどれくらいあるかを調査し、把握することができれば、就労の場のマッチングにつながり、経済的負担の軽減、ひいては、生きがいや仲間づくり、介護予防、県内労働力の補完的確保にもつながるのではないのでしょうか。全国一高齢化が進んでいる本県だからこそ、人手不足の課題に高齢者を活用すべきですし、特に潜在的な労働力として期待される高齢女性については、その実態を調査し、ぜひ活用していただきたいと考えますが、知事の御所見をお伺いいたします。

また、高齢者の働く場として非常に重要な役割を担っているシルバー人材センターですが、本県の会員約七千二百人の内訳は、男性が約五千二百人に対し、女性は約二千人とされており、人口割合から見ても女性が非常に少ないのが現状です。会員獲得目標一万人を掲げておりますが、高齢者の雇用環境の整備などにより新規加入会員が減少傾向にある中、どうやって会員を増やしていくのか、また、その中でも少ない女性会員をどう増やしていくのか、そのために県はどのような役割を担っていくのか、現状の取り組みと今後の取り組みの方向性について、知事の御所見をお伺いいたします。

次に、人手不足が顕著な農業部門についてお伺いいたします。

県では、昨年からは農業労働力緊急確保対策協議会を設置し、高齢者や大学生など多様な労働力の活用調査に加え、JA無料職業紹介所の開設拡大等を支援しているほか、この職業紹介情報を全県域で共有できる体制づくりなどについて検討しております。私は、この中でも特に、JAの無料職業紹介所の取り組みに注目しております。農家では瞬間的に人手が欲しい場面が多く、また、出荷に向けての包装作業など肉体的な負

荷の小さい仕事もあるため、高齢者とのマッチングが今後増えるのではないかと考えています。昨年から取り組みをスタートしたJAあきた白神に続き、今年からJAこまちやJA秋田しんせいが紹介所を開設するなど、着実に各農協団体が準備を進めておりますが、まだ課題は多いようです。しかし、組合員農家以外への周知をどうやって進めていくか、季節ごとに雇い主を変え、一年を通じて一定の仕事につなげられるかなどの課題をクリアすることができれば、求人側にとっても労働力を確保でき、求職者にとっても働く場が確保できる、双方にとってウィン・ウインの関係が築けるものと考えますが、農業分野における高齢者の労働力の活用について、農業労働力緊急確保対策協議会における取り組みや検討の進捗状況とあわせて、知事の御所見をお伺いいたします。

次に、リンゴの黒星病対策についてお伺いいたします。

はじめに、今月初旬に発生した台風の被害に遭われました県内農家の皆様に、心よりお見舞いを申し上げます。私たちも全力でバックアップする所存でありますので、どうかお気を落とさずに営農を続けていただきますようお願い申し上げます。

黒星病についてであります。黒星病とはカビの一種が原因で、感染した葉が雨でぬれることで胞子が分散し、果実が黒ずみ、売り物にならなくなる、農家にとって大変恐ろしい病気です。全国一のリンゴ生産量を誇る青森県では、二年前から、これまでの特効薬に耐性のある黒星病が多発するようになりました。昨年度も全県域で発生し、官民挙げて徹底防除に努めたようですが、根絶には至らず、今年も拡大しながら発生しているようです。今年に入り、岩手県や長野県などでも発生が確認され、それぞれの産地は防除の徹底と効果的な対策の検討を急ピッチで進めております。

本県でも、横手市、由利本荘市、大館市で、今年六月、県外業者から購入した苗木に耐性菌の疑いのある黒星病が確認され、県内の農家に衝撃が走りました。県は七月二十日、市町村や農協などとリンゴ黒星病緊急

急対策連絡協議会を設置し、全県域での確認作業を行い、病気が確認された苗木の焼却処分や薬剤防除方法の変更等の指導をするなど、様々な対策を行っておりますが、「菌は目視できないため拡大しているのではないか」、「二年前の青森県と同じ状況で、これから被害が増えるのではないか」と、いまだに農家の不安が払拭されてはおりません。そのため、地道な取り組みにはなりますが、黒星病に効果のある薬剤と防除法の研究を確立させることが必要と考えます。本県でも果樹試験場で研究を進めておりますが、研究機関の予算と人材を増やし、研究や指導の強化など、万全な体制を構築することが必要ではないでしょうか。あわせて、黒星病の予防対策では防除回数を多くする必要があり、農家にとって防除費用がかかり増しすることから、豪雪時のように防除費用の支援ができないものではないでしょうか。また、果樹試験場の研究成果を待つだけでなく、国に働きかけるなどして、効果的な新剤の開発・登録を急ぐ必要があるのではないのでしょうか。こうした防除研究や指導の強化、防除費用の支援に加え、新剤の開発を促進するなど、幾重にも対策を講じることで病気を防ぎ、強い産地になるものと考えます。これらの対策案を含め、県としてどのように黒星病対策に取り組んでいくのか、知事の御所見をお伺いいたします。

次に、秋田県果樹協会についてお伺いいたします。

秋田県果樹協会は本県の果樹産業の総合的な振興策を樹立、促進し、果樹産業の健全な発展を図ることを目的とした一般社団法人です。主な業務として、研修会や情報誌の発行、収益事業として種苗生産を行っており、県とのかかわりでは、秋田県オリジナル品種の苗木生産販売、夏出しりんご推進協議会の事務局など、県行政を補完する様々な業務を担っております。果樹協会は一般社団法人といっても公益的要素が非常に強く、特に平成二十二年度の豪雪時、県内で多くのリンゴの樹木が被害を受けた際、県からの委託により三年間で五万五千五百本の県オリジナル品種の苗木を県内農家に無償配布するなど、本県の果樹振興に大き

く寄与してきました。他県のように民間の大きな種苗会社がない本県にとって、果樹協会は、県オリジナル品種の苗木販売など、県だけではできない公益性の高い業務を担っており、また、リンゴ農家の声を県政に届ける上でもなくてはならない大事な組織だと考えております。

私は、先ほどの黒星病対策の観点からも、協会の力をより活用すべきと考えます。そこで提案ですが、県内で苗木を生産できる体制を強化するため、協会の苗木生産を強化してはどうでしょうか。先ほど述べましたように、現在県外で黒星病が蔓延している中、県外苗木から入る病気を未然に防ぐことにもつながりますし、県内苗木を使用することによって、農家の不安払拭も図られると考えます。また、本県オリジナル品種は市場においてまだ流通量が少なく、生産量を倍近く増やしていかねれば認知度や価格上昇にもつながらないことから、生産量の強化の観点からも、苗木の供給能力の向上は県の施策の方向性と一致するものと思えます。一方、果樹協会は、経営基盤が脆弱であることから、種苗供給はもとより果樹振興を持続的に行うためにも、経営基盤の強化が必要と考えます。果樹協会の役割に係る県の認識と、果樹協会を活用した苗木生産体制の強化や協会の経営基盤の強化について、知事の御所見をお伺いいたします。

次に、スポーツ振興についてお伺いいたします。

はじめに、競技力の強化についてお伺いいたします。

この夏、記念すべき百回目の甲子園大会では、金足農業の快進撃により、県民に大きな感動と秋田県人としての誇りを与えていただきました。選手、関係者の皆様に心より感謝を申し上げます。

今回の活躍は、選手の頑張りはもちろんですが、平成二十三年からの高校野球強化事業、二十八年からの秋田型高校野球育成・強化プロジェクトと、関係者の皆様と県が一体となり、物心両面で支えてきた総合的な成果だと感じています。今回、金足農業が大活躍し、全国から注目されているこの事業は、今年で一区切りと考えられているようですが、今

後、県として継続していく考えはあるのか、また、今後どのような形で高校野球の強化に取り組んでいくのか、教育長のお考えをお聞かせください。

また、県では、野球以外の競技力向上にも力を入れてきました。全国大会でベスト四以上を狙える選手やチームを育てるため、平成二十二年からは高等学校強化拠点校制度を整備し、平成三十年度は、花輪高校のスキー、能代工業高校のバスケットボールや雄物川高校のバレーなど、計十三競技で延べ十八校を指定し、資金面の援助や中学生強化選手と高校生との合同練習など、中・高一貫指導体制の構築を行ってきております。このような取り組みの結果、昨年の国体では少年種別で二百点超えを達成するなど、確実に競技力向上の成果があらわれてきております。

そこで伺います。現在は中学生まで一貫指導体制を広げておりますが、今後、ゴールデンエイジと呼ばれる五歳から十二歳との連携を、スポ少クラブ、学校などを通じて進めることができれば、より一層競技力の底上げにつながり、成果も期待できるものと考えます。各スポーツ団体にはジュニアチームがあるように、もう一段階下の学年とも連携し、より早い段階から将来を見据えた一貫した強化を図ってみてはいかがでしょうか。知事の御所見をお伺いいたします。

次に、県スポーツ科学センターについてお伺いいたします。

昭和五十四年に設置されたスポーツ科学センターは、年間五万人以上に利用され、スポーツの普及振興はもちろん、競技力向上の拠点施設として、スポーツ医学の分野などに大きく寄与している施設ですが、設置から三十九年が経過し老朽化が進んでいることから、あきた公共施設等総合管理計画において、今後十年程度をめどに、同じく老朽化が進んでいる県立体育館との複合化が検討されております。センターは、ボクシング、ウエイトリフティング、フェンシングのほか、クライミングなど様々な競技で利用されており、ハードのみならずソフト面からの支援もあるなど、各団体にとっては重要な施設となっております。

そこで伺います。センターの老朽化が進む中、競技力底上げの観点を含め、各競技団体の取り組み支援や医学分野の取り組みを今後どう維持発展していくのか、知事の御所見をお伺いいたします。

また、この施設には、外壁にクライミングウォール、内側にボルダリング壁などを設置していることから、県山岳連盟の利用も大変多くなっております。クライミングウォールは設置から十九年が経過し、耐用年数の十五年を大幅に超過しておりますし、ボルダリング壁は山岳連盟が整備したものでありますが、こちらも来年度には耐用年数を迎えるなど、老朽化が進んでおります。山岳連盟からは、選手の安全面に加え、国体山岳競技の上位進出に向けた練習環境の改善を図るためにも、クライミングウォールの改修とともにボルダリング壁の改修を支援していただけないかと要望する声が上がっております。

クライミングは、東京オリンピックから正式種目になったこともあり、小・中学生や若者を中心に非常に人気が高まってきております。県内で、この施設で月一回、県民誰もが体験できる体験ボルダリングを行っており、最近では県民愛好者が非常に多くなっていることから、競技の裾野を広げる観点からも老朽化対策は必要と考えます。県として、クライミング設備の維持や更新についてどう考えているのか、知事の御所見をお伺いいたします。

最後に、学校への冷房設置についてお伺いいたします。

今年も猛暑が続き、全国で熱中症と見られる死者は百五十人を超え、約九万人が病院に搬送されました。本県では、先月末時点で真夏日が二十九日を記録し、熱中症搬送者は五百九十人、そのうち死亡された方が一人、重症の方が二十一人となっております。七月には愛知県の小学年生が熱中症で死亡する痛ましい事件もあり、「この暑さの中、冷房なしの教室で子供たちを勉強させていいのか」と報道で大きく取り上げられました。菅官房長官も、七月二十三日のテレビ番組で、「クーラーが設置できていないところは早急にしないとならない」と述べ、冷房の設

置を支援していくことを表明しております。

教室への冷房設置を求める声が全国的に高まったことを受け、文科省は、二〇一九年度予算の概算要求に、冷房設置など公立学校の施設整備費として二千四百三十二億円を盛り込んでおります。私は、これで全国の学校施設に冷房がつくことになればありがたいと思う反面、現実には予算がつかののだろうかと不安を感じたことから、文部科学省の予算概算要求を取り寄せ、その内容を確認してみました。本年度の予算額六百八十二億円と比べ、確かに来年度の予算要求は三・五倍の大幅増となっております。しかし、この施設整備費の中身をよく見ると、冷房設備だけでなく、ブロック塀や従来の耐震化などによる施設改修も入っているように、冷房設置にどの程度本気で取り組むのか、今の段階ではまだ判然としませんでした。また、この整備費は従来からの「学校施設環境改善交付金」と全く変わらず、設置費用の三分の一を補助するものであり、補助率を引き上げることなどは盛り込まれておりませんでした。

まだ概算要求の段階なので現時点では何とも言えませんし、これから様々な動きが出るよう、良い意味での期待をしたいと思います。今までのままであれば外枠だけ増やしたように見せかけただけで、今までの予算がなく二の足を踏んでいた自治体の背中を押すところまでにはつながらないと思います。国が設置費用の補助率を引き上げること、また、公立の小・中学校や幼稚園などだけでなく、保育園や放課後こども教室、放課後児童クラブ、公立高校といった全ての子供たちまで広げるなど、国が責任を持って取り組みを進めるよう、知事が先頭に立ち、強く要望していくべきと思いますが、知事の御所見をお伺いいたします。

また、今回は国だけでなく、県や市町村の本気度も試されていると思います。国の概算要求に入っていない公立高校の状況に目を移すと、本県の冷房設備設置状況は、普通教室八百十五室中、設置は百二十九室で一五・八％と、いまだに県内の六百八十六室が未整備となっております。これは全国四十三位の水準であり、全国を見ると、公立高校の普通教室

において冷房設置率が一〇〇%のところは六都県もありますし、財政や人口規模でも似通っている、同じ日本海側の福井県では九五・八%、島根県でも九〇・六%など、類似県と比べても本県は圧倒的に少ない状況です。

高校生は、小・中学生と比べて授業時間も長く、夏休みも補習などで登校する回数も多くあります。特に、進学を目指し勉強している子供たちには、少しでも長い時間集中して勉強できる環境を整えてあげたいと思いますし、他県で整備が進んでいる中、本県で整備がされていないとすると、そこで夏場の集中力、学習力に差が出るのではないかと考えます。また、県内でも設置校と未設置校がある状況は不公平な状態と言えますので、ぜひとも率先して高校への冷房設置を推進していくべきと考えます。小・中・高への冷房設備の設置について、県として今後どのように取り組んでいくのか、教育長の御所見をお伺いいたします。

これで私の一般質問を終わります。御清聴ありがとうございました。
(拍手)

●議長(鶴田有司議員) 県当局の答弁を求めます。

【知事(佐竹敬久君) 登壇】

●知事(佐竹敬久君) 小原議員の一般質問にお答え申し上げます。

イージス・アショアについてであります。

新屋勝平地区振興会の要望書からは、地域住民による、地元の安全・安心を心から願い、平和で静かな生活を維持したいという切なる思いを感じたところであり、住民不安の解消に向けた具体的な対策に関する防衛省からの説明が必ずしも十分でない中で、新屋演習場への配備について反対という決議に至ったことは、理解できるものであります。一方で、防衛省においては、レーダー、発射装置が周辺住民の安全や健康に影響を与えないよう、十分な保安距離や緩衝地帯を確保できるか、レーダーが発する電波が航空計器に異常を起ささないか等を、今後の調査により確認したいとしているほか、仮に新屋演習場が不適との結論に至る場合

に備え、県内やその周辺の防衛省の所管外の国有地についても検討するとしております。

要望書やこれまでの地域の声からは、住宅地に近接してイージス・アショアが配備されることへの不安が、その主要な論点と受け止められ、集約すれば、この点に対し、防衛省として住民の理解が得られるような具体策を取れるかどうか、慎重に見極めることが必要であると考えております。

なお、保安距離については、演習場敷地境界からイージス・アショアの主要装備までの距離を意味し、騒音や振動、テロへの対策等を考慮して定めるべきものと思いますが、例えば肩撃ち式ロケットランチャーの射程距離が七百メートルから八百メートルであることから、最低でもそれ以上の距離が必要と考えております。加えて、敷地外においても一定の緩衝地帯が必要であるものと思われ、まずは、これらの条件を満たす具体案が示されるか否かを踏まえた上で、配備の是非の議論に入っていくべきものと考えております。

次に、高齢者の就労の場の確保でございます。

高齢女性の就労の促進でございますが、求人については、男女別の募集はできないことになっておりますが、求職については、秋田労働局の職業紹介状況によりますと、六十五歳以上の求職者数に占める女性の割合は三分の一となっており、働く意欲のある高齢女性は増加傾向にあります。このため、ハローワークでは、高齢女性でも応募しやすいよう、求人企業に対し、仕事の内容に加え、求職者に求める適性、能力、経験などをできる限り詳しく求人票に記載するよう助言していると伺っております。また、高齢者全体の就労を促進するため、個別事業所訪問により高齢者向けの求人の掘り起こしや、柔軟な勤務形態の導入を働きかけるとともに、高齢者に特化した求人情報の提供や就職面接会の開催により、新たな求職者を掘り起こし、効果的なマッチングを行っているとのことであります。

県としましても、今後、働き方改革推進員が人材不足の課題を抱える企業に、高齢者の活躍事例や各種助成金制度を紹介するなどの確な情報提供を行い、秋田労働局との連携を強化しながら、高齢者の就労促進に取り組んでまいります。

次に、シルバー人材センターの会員増に向けた取り組みでございます。シルバー人材センターは、高齢者が働くことを通じて生きがいと健康を得るとともに、地域社会の活性化に貢献する重要な組織であります。

県内に二十二あるセンターの女性会員の割合は、約二八%にとどまっております、その要因として、女性は家事・介護など家庭での役割を担っている場合が多いことに加え、センターの業務は男性向けが中心であるというイメージを持たれていることが挙げられております。このため、各センターでは、会員拡大のため、パンフレットの配布や入会説明会の開催、個別訪問などをそれぞれ工夫して行っているほか、女性向けに就業内容や会員を紹介するリーフレットの作成、セミナーの開催等を通じたセンターのPRを行っているところであります。

県では、各センターの会員拡大の取り組みをサポートしている秋田県シルバー人材センター連合会に対し運営費を助成しており、今後は、県のウェブサイトなどでセンターの活動内容を紹介することにより、会員増に向けた取り組みを支援してまいります。

次に、農業分野における高齢者の活用でございます。

経営の大規模化や園芸品目の産地拡大に伴い、農業においても労働力不足が顕在化していることから、昨年度、「農業労働力緊急確保対策協議会」を農業団体等とともに設立し、JAにおける無料職業紹介所の開設や、その円滑な運営に向けたサポートなどを行っているところであり、また、これまで、あきた白神など三JAで職業紹介所が開設されましたが、まだ緒に就いたばかりで、雇用実績は合計で四十件にとどまっております、求人・求職の掘り起こしやマッチング方法など、運営面での課題が明らかになってきております。このため、協議会では、先般、三JAと

ともに先進的な取り組みを行っている北海道のJA等を視察し、運営ノウハウについて学び、その内容を職業紹介所の設立を検討しているJAに対し情報提供したところであり、また、職業紹介所の開設や円滑な運営を支援する専門機関として、平成三十一年度に「県域サポートセンター」——仮称でございますが、これを設置することにし、その業務内容等について検討を進めております。

農業は、選果や梱包などの高齢者が働きやすい軽作業も多く、労働時間も比較的柔軟に調整できる作目もあることから、今後とも高齢者も労働力の一員として積極的に活用し、地域内の労働力不足の解消に努めてまいります。

次に、リンゴの黒星病対策でございます。

平成二十八年に、特効薬として長年使用されてきたDMI剤の効かない黒星病が青森県で確認され、今年度は、国内の主要産地においても耐性菌の疑いのある黒星病が発生するなど、全国的な拡大が懸念されております。本県においても、今春、県外から購入した苗木に耐性菌の疑いのある黒星病が発生したことから、市町村やJA等からなる「リンゴ黒星病緊急対策連絡協議会」を設置し、発生状況の調査と防除対策の指導を実施しております。

これまでの調査で、黒星病の発生が確認された三十一戸の農家、四百二十三本の苗木については、耐性菌の有無にかかわらず焼却処分等を行ったところであり、現段階において拡散は認められていない状況にあります。また、果樹試験場では、国の研究機関との共同研究により予算を確保し、DMI剤に頼らない防除体系の確立に取り組んでおり、効果が見込まれるものについては、来年度からの普及に向け、JAや市町村、果樹協会と一体となって指導してまいります。さらに、抜本的な解決を図るためには、DMI剤にかわる治癒効果の高い新たな薬剤が必要なことから、国に対し、新薬の早期登録を要望してまいります。

なお、黒星病は部分的な発生であり、豪雪災害とは異なり収量への影

響は小さいことから、防除費については、現状では営農経費の中で賄っていたかと思っております。

次に、秋田県果樹協会でございます。

果樹協会は、県内で苗木生産を行う唯一の団体としてオリジナル品種を供給しているほか、「果樹通信」によるタイムリーな技術情報の提供や共同防除組織への指導を行うなど、本県の果樹振興に重要な役割を担っていると認識しております。特に、苗木については、首都圏での「秋田紅あかり」のブランド化に向け、今年度から県外へも供給を開始することに加え、黒星病に感染していない健全な苗木の安定供給が求められていることから、県内において生産拡大を図る必要があります。

県としては、苗木の生産拡大と黒星病のリスク分散を図る観点から、複数産地での生産や、雪害に強く収穫までの年数が短い大苗育苗など、果樹協会の苗木生産体制の強化に向けた取り組みを支援してまいります。こうした取り組みを通じ、協会の収益の柱である種苗事業の安定化を図るとともに、若手農業者の技術力向上に向けた研修の場づくりや、高単価を狙った「夏出しりんご」の普及拡大など、協会のネットワークを生かした活動を支援し、経営基盤の強化につなげてまいります。

次に、スポーツ振興について、競技力の強化についてであります。

まず、より早い段階からの強化でございますが、全国や世界規模の大会で活躍できるトップアスリートの育成には、子供の才能や資質を見出し、ジュニア期からの一貫指導による計画的な強化を行うことが効果的であります。県では、こうした強化策の一つとして、スポーツ振興くじ助成金を活用したアスリート輩出のためのタレント発掘事業により、現在、フェンシング、スピードスケート、ライフル射撃の三競技を対象に、中央競技団体と連携を図りながら小学生期からの一貫した指導に取り組んでおり、ナショナルチームの小学生強化選手の輩出や、世界選手権へのジュニア選手の出場などの成果を挙げております。

しかしながら、小学生期からの一貫した強化を他の競技に広げていく

上で、指導者の確保や強化プランの策定が求められる中であつて、特に各年代や性別に対応した指導者の確保が課題となつているほか、過度の練習によつてスポーツ障害・外傷のリスクが高まることも懸念されており、慎重に取り組んでいく必要があると考えております。今後、こうした点も十分念頭に置くとともに、各競技団体の意向も踏まえながら、それぞれの種目にふさわしい小学生期からの一貫した指導体制の構築に努め、競技力向上につなげてまいります。

次に、スポーツ科学センターでございます。

スポーツ科学センターは、県民の健康の保持・増進と競技力向上の核心的な機関として、健康教室の開催やスポーツ指導者の養成、スポーツの医学的研究など様々な取り組みを実施し、本県スポーツの推進に貢献してまいりました。特に、スポーツ医学の分野においては、専門的な測定装置による定期的な体力診断や各種検査結果をもとにした、ドクター、トレーナー、管理栄養士等による選手へのフィードバックなどを実施し、大きな成果を挙げてきております。

設置から三十九年が経過しておりますが、センターが果たしてきた役割をしっかりと維持し、向上を図っていくことが求められていることから、そのために必要な、例えばスポーツ医学を活用した強化のための設備機器等については、計画的に整備・更新を行ってきたところであり、引き続きアスリートの競技力向上に向け、総合的に支援してまいります。センターの外壁に設置されておりますクライミングウォールについては、定期的に設備の点検を行っており、今後とも安全の確保に十分に留意しながら、県民の皆様の利用に供してまいります。また、センターの一階にあるボルダリング壁については、近年利用者が増加していることもあり、安全な利用について、その設置・管理者である県山岳連盟に適宜アドバイスしているところであります。

センターにある両設備については、老朽化等に伴うセンター自体の将来の改築等を検討する上で整理されるべき課題の一つとして認識してお

り、当面は、しっかりメンテナンスを行い、活用に支障のないようにしてまいります。

次に、学校への冷房設置でございます。

国への要望でございますが、近年の暑さは、我々がこれまで経験してきたものをはるかに超えるものであり、学校現場における夏場の教育活動にも影響を及ぼしているものと認識しております。このような状況から、学校への冷房設備の設置の必要性が全国的に大きな話題となり、菅官房長官の発言や文部科学省における来年度予算の概算要求の大幅増などは、私も報道等で承知しているところであります。

今後、国がどのような財政支援の制度としていくのか注視していく必要がありますが、小・中学校のみならず、体温調節機能が未熟な子供がいる幼稚園、保育所、認定こども園や、夏休みには日中から利用されている放課後児童クラブへの冷房設備の設置は、必要であると感じております。先月には、全国知事会文教環境常任委員長として、文部科学省に対し、冷房設備の設置を含む学校の環境改善に十分な財源措置を行うよう要望してきたところであり、今後も学校だけでなく、子供たちが生活する全ての施設に手厚い財政支援が行われるよう、国に対し引き続き強く要望してまいります。

私から以上でございます。

【教育委員会教育長（米田進君）登壇】

●教育委員会教育長（米田進君） 小原議員から御質問のありました、高校野球についてお答えいたします。

このたびの甲子園大会における金足農業高校の準優勝は、最後まで諦めずに粘り強く頑張る姿を通して、県民に夢や希望を与え、秋田の元気づくりや活性化に大いに貢献いたしました。これは、選手や指導者の日々の努力に加え、学校、保護者、地域の方々が一丸となって戦い勝ち取ったものであり、全国ベスト四を目標に、県内各野球団体と連携し、チーム秋田で取り組んできた秋田型高校野球育成・強化プロジェクトの

成果でもあると捉えております。甲子園大会終了後の検証会及びプロジェクト委員会においても、高校野球へのスムーズな移行を狙いとした「中学生硬式野球練習会」や、投手力向上を狙いとした「投球動作解析」等の事業継続を希望する意見が多く聞かれました。

県教育委員会といたしましては、これまでの八年間の取り組みを改めて検証するとともに、県内各野球団体との連携を一層深め、発達の段階に応じた医科学的トレーニングの普及など、新たな視点からの取り組みも含め、継続的な育成・強化が図られるような方策を検討してまいります。

次に、学校への冷房設置について、今後の進め方についてであります。議員御指摘のとおり、本県公立高校の冷房設備の設置状況は、全国的に見ても低い水準にあります。近年建設してきた学校については、空調設備に冷房機能も使用できるヒートポンプ式のエアコンを導入するなど、徐々にではありますが学校の教育環境の改善に努めてきております。また、学校によつては独自に冷房設備を設置し、夏休み中の補習等への学習環境に配慮しているところもあります。

冷房設備の設置には多額の費用がかかることもあり、直ちに全ての学校に対応することは大変難しいところではありますが、今後、統合や老朽化に伴い改築する学校では、これまで同様の整備をしていくとともに、当面改築等の予定のない学校については、既存設備の改修時にその導入を検討してまいりたいと考えております。あわせて、小・中学校においても、設置者である市町村が計画的に整備できるよう、必要な財源の確保について、様々な機会を捉えて国に対して要望してまいります。

以上でございます。

●十二番（小原正晃議員） 答弁ありがとうございます。何点か質問させていただきます。お答えをお願いします。

まず一点目ですけれども、イージス・アショアについてお伺いしたいと思います。

昨日、菅官房長官が記者会見で、もし北朝鮮がアメリカに向けてミサイルを撃つた場合、今このイージス・アショアで迎撃できるといようなお考えを示されたとの報道がありました。私は今まで、防衛省からの説明の中で、このミサイル設置は、日本の防衛力の向上だったり、抑止力につながるというような説明で進んできたように思っておりますが、プラスして今度はアメリカを守るためにもこのシステムが使われるということでした。今までよりも前提条件がちょっと増えているのかなと思っております。まずこれについて、知事はどのようにお考えになるのかということと、こういった説明は、防衛省や大臣、官房長官を含め、説明があつたのかどうか、お知らせいただければと思います。

【知事（佐竹敬久君）】

●知事（佐竹敬久君） 防衛省に対しては、細かな問題は別にして、イージス・アショアを日本に設置する本来の意味や意義についてまともに答えてほしいということは何回も言っています。ただ、この案件は防衛省案件でなくて内閣案件で、初めて官房長官がどのように発言しましたが、普通、少しわかる人は、あれ全部、アメリカです。日本国内に、秋田と山口にあつて、東京を狙うミサイルに当たる確率は非常に低いです。サイドアタックですから。通常は正対アタックです。正面からです。速度の計算をすると、非常に微妙なんです。ですから、あれそのものが日本を守るという、日本国内の例えば秋田の方は三沢、あるいは青森の核燃サイクル、ああいうところは守れます。ただ、当然、射程長いですから、ハワイ等に届くのも守れるんですね。ですから、そういう意味で、両用というのは、一般的には常識と捉えています。私もそう捉えています。ただ、初めて官房長官から官邸からあのような発言があつたということは、当然、秋田のものもハワイに代替するものが狙えるということと同じことですので、そういう意味からすると、政府の方も本論に入ってきたのかなというふうに考えてます。

●十二番（小原正晃議員） では次に、リンゴの黒星病についてお伺いし

たいと思います。

先ほど防除費の支援に関してはなかなか、まだ今の段階ではということでしたが、青森県で四十七年にこの黒星病が非常に蔓延したときの状況を新聞記事などで見ましたが、蔓延してからは、防除費用は五割増しになるということだったり、これは農業災害だということ、最終的に県が四〇%、市町村が二〇%、国が一五%とかというように支援したということでした。そして、青森県ではそのときその病気だということ、リンゴの価格が下落し、それを払拭するためにも人・物・お金、いろいろ使つたというような話を聞いております。秋田県ではまだ未然に防いでいるという状況ですが、これを何とか水際で止めるために、今しっかりと防除体制を行つて、秋田県に広げない体制をとる必要があるのではないかなという趣旨で私は質問させていただきました。農家の方々はこれが広まってしまう前に——昭和四十年代には秋田にもすごく広まったと聞いております。そうならないようにすることが大事なのではないかな。そして、県の役割としても、そういう広域的なところを見るといふことだと思えますが、もう一度知事から御答弁をお願いします。

【知事（佐竹敬久君）】

●知事（佐竹敬久君） 答弁でもお話ししましたとおり、国と県でDMI剤、あれ以外の方法での防除体制について研究しています。そういう意味で、まさに水際対策の方にまず金をかけるべきであります。あとは薬品です。DMI剤以外の薬品で、効果的なものが出てくるようですが、まだ薬剤として国の認可が出てませんので、そういうところに働きかけるなど、水際対策はちゃんとやっつけていきたいと思えます。そういう意味で、万が一、猛烈にこれが広がるような予兆があれば、これはそのときにやっばり緊急の措置をとる必要があると思えます。

●議長（鶴田有司議員） 十二番小原議員の質問は終わりました。暫時休憩いたします。

午後零時六分休憩

午後一時三十分再開

出席議員		三十九名	
一 番	薄井 清彦	二 番	加賀屋 千鶴子
三 番	吉方 清彦	四 番	石川 徹
五 番	佐々木 雄太	六 番	杉本 俊比古
七 番	鈴木 健太	八 番	佐藤 信喜
九 番	加藤 麻里	十 番	佐藤 正一郎
十一 番	三浦 茂人	十二 番	小原 正晃
十三 番	沼谷 純	十四 番	今川 雄策
十五 番	鈴木 雄大	十六 番	高橋 武浩
十七 番	平山 晴彦	十八 番	石川 ひとみ
十九 番	東海林 洋	二十 番	渡部 英治
二十一 番	菅原 博文	二十二 番	佐藤 雄孝
二十三 番	北林 丈正	二十四 番	竹下 博英
二十五 番	原 幸子	二十七 番	田口 聡
二十八 番	石田 寛	二十九 番	三浦 英一
三十 番	土谷 勝悦	三十一 番	工藤 嘉範
三十二 番	近藤 健一郎	三十三 番	加藤 鉦一
三十四 番	佐藤 賢一郎	三十五 番	小松 隆明
三十七 番	柴田 正敏	三十八 番	大関 衛
四十 番	小田 美恵子	四十二 番	鈴木 洋一
四十三 番	北林 康司		

地方自治法第百二十一条による出席者

休憩前に同じ

●副議長（竹下博英議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。
日程第一、一般質問を継続いたします。十四番今川議員の発言を許しま
す。

【十四番（今川雄策議員）登壇】（拍手）

●十四番（今川雄策議員） 自由民主党の今川です。質問の機会を与えて
いただきましたことに感謝を申し上げます。また、平日のお忙しい時間
帯にもかかわらず、議場での傍聴にお越しをいただきました皆様に、心
から感謝を申し上げます。

まず冒頭に、このたび発生いたしました西日本を中心とする台風二十
一号、そして北海道を襲った大きな地震により、とうとう大切な命を失
われた方々の御冥福をお祈り申し上げますとともに、被災されました全
ての皆様にお見舞いを申し上げます。一日も早い復旧・復興を心から願
うものであります。

ここ最近の自然災害は、想定されたものを大きく超え、「まさか」と
いうことが当たり前に起きる、想定できなかったような大きな規模の被
害を生じさせています。ある意味、国難とも言えるような災害が立て続
けに発生しております。

このたび安倍首相は、多発する自然災害への危機対応として、交通や
電力などの重要なインフラについて、早急に全国で総点検を行うととも
に、河川の改修や治水、砂防対策などの防災・減災、国土強靱化の緊急
対策を三年集中で講じ、強靱な国をつくり上げるとの強い決意を示され
ました。今まで持っていた防災に対する認識を、慎重かつ大胆に改め、
減災の視点では想定できなかったものまでをも想定し、被害を最小限に
抑えることができるような対策を講じていく必要性を改めて強く感じる
ところであります。そのためにも、国や県・市町村が示す公助としての
防災・減災対策のスピードアップが大切なことはもちろんであります。が、
県民一人一人が今まで以上に危機に対する意識を持つ自助、そして様々

な課題がありますが、共助意識の土台となる地域コミュニティの維持・活性化を、それぞれの役割・課題として、今まで以上に強く認識するところであります。

それでは、通告に従い質問をさせていただきます。

はじめに、今後の行政サービスの維持について伺います。

まずは、県と市町村の連携についてですが、ここ最近立て続けに発生している自然災害に、どのように対応していかなければならないか、そして、こうした自然災害への備えとして、自治体における強靱な防災・減災対策の大切さと必要性を改めて認識したところであります。一方でまた、人口減少やインフラの老朽化など行政を取り巻く環境が大きく変化する中で、老朽化が進む公共施設やインフラの整備・維持・管理をどう進めていくか、さらには、様々な窓口業務を含めた各種行政サービスの質をどのように維持していくのが大きな課題となっております。

人口減少社会においても、各種行政サービスの水準を維持し、地域課題の解決を図っていくためには、効率が良く、質と水準の高い施設やインフラ、住民サービスを活用しやすいものとして維持していくことが重要であり、そのためには、県の強力なリーダーシップのもと、県と市町村との協働や広域的な市町村連携が必要と考えますが、知事の考えをお聞かせください。

また、関連して、市町村が推進する水道事業の基盤強化について伺いをいたします。

今後は、多発する自然災害対策の一つとして、財源も限られる中で、いかにしてとうとい命を守りつないでいくかという観点から、防災・減災対策としての公共施設やインフラ整備を進めていかなければなりません。その中で、本県の水道普及率は、平成二十八年度末現在で九一・二%、全国平均が九七・九%となっており、全国平均よりも低い水準にあります。また、基幹管路の耐震化率も同様であり、その向上に向けての対策が急務であると感じております。まさに、命を守りつないでいく

ものとして、欠かすことのできない「水」であります。

水道事業の基盤強化は、強靱な防災・減災対策を進める上で、その核をなす重要なインフラ整備だと思えます。市町村合併が進んだ本県において、予算の確保はもろろのこと、市町村が耐震化を推進していくために、広域化を進める上での要件の緩和や補助率の引き上げ、また、本県が進めようとしている水道施設の広域的な管理や事務の共同実施等については、国のさらなる理解と支援が必要と思われれます。人口減少社会にあっても水道事業の継続性が確保されるよう、市町村が推進する水道事業の基盤強化に向けた取り組みをどのように進めていくのか、知事の御所見を伺います。

次に、人工透析患者を対象とした介護施設の整備などについて伺いをいたします。

県内の人工透析患者数は、平成二十九年六月末現在で二千八百八十五人、十年前と比較して一二・三%増加しております。また、全国の人工透析患者の平均年齢は、平成二十八年末現在で六八・二歳であり、年々高齢化が進んでいる状況からすると、介護を必要とする人工透析患者数も増加する傾向にあると推測されます。

人工透析患者は週三回程度通院する必要があり、年間にすると百五十回程度にも及ぶなど、体力的・精神的に大きな負担があるものと考えられます。このようなことから、要介護の人工透析患者の方々が安心して生活と治療をすることができ、入所型の介護施設の整備が必要であると考えます。他県の状況を見てみると、限定的ではありますが、人工透析患者専用の有料老人ホームが設置されているところもあります。しかし、有料老人ホームは介護保険法上の施設サービスではないことから、入所者の負担が高額になり、経済的な理由により、希望者全てが入所できるとは限らない状況であります。また、一般的な介護施設である有料老人ホーム、あるいは特別養護老人ホームとは異なり、施設が人工透析患者を受け入れるためには、透析可能な医療機関が併設されているか、

透析可能な医療機関まで通院させることが可能であることや食事調整などが必要であり、他の入所者とは異なる対応が求められるようであります。さらには、受け入れ側の課題として、透析可能な医療機関への職員の付き添い対応が負担になることや、透析可能な医療機関までの距離が離れていることなどの理由により、多くの施設では患者の受け入れは難しいものとされているようであります。このような視点から、全国の中で最も高齢化が進む本県において、介護を必要とする人工透析患者が、介護保険を活用し、安心して生活と治療をすることができるよう施設等の整備を推進していく必要があるのではないのでしょうか。ただ、人工透析患者に限らず、他の疾病を抱える患者等との公平性を確保しなければならぬという現実の問題もあります。

以前、このことについて伺わせていただき、知事からは、「患者の不安を解消するため、医療機関と介護施設が連携したサービスを提供するための具体的な事業計画がある場合には、市町村と協議をし、必要な支援を行っていく」との答弁がありました。現状と今後の対応について、改めて知事の御所見をお伺いします。

同様に、知的障害者の方々の場合でも、高齢化に伴い、日常的な介護を必要とする場合、また、この方々の親や家族が高齢になり、支えることができなくなった場合の問題や課題が今後さらに多くなるものと思えます。このような方々に対する介護のあり方について、県はどう捉えているのか、あわせてお伺いをします。

次に、道路ネットワークの整備について伺います。

はじめに、川尻広面線横町工区についてですが、秋田市の都市計画道路については、平成十九年の秋田中央道路の開通、平成二十三年の区画整理事業による明田外旭川線の開通、さらには、県による通称・新国道における新屋土崎線旭南工区の拡幅事業や千秋広面線手形陸橋の拡幅補強工事、秋田市による外旭川新川線の整備など、県と秋田市の着実な連携のもと推進されており、秋田市内の交通の円滑化、さらには、

周辺地域とのアクセス強化に確実に生かされているものと確信しております。

秋田市の都市計画道路の中でも、秋田市の都心環状道路の一部を構成し、国道十三号の川尻地内から川反地区、南通地区など市街地中心部を経由し、都市計画道路横山金足線広面地区までを結ぶ延長五千二百四十メートルの幹線道路、都市計画道路川尻広面線は、県都秋田市の東部地区から中央地区にまたがり、市街地形成を進める上で必要不可欠な都市計画道路となります。現在、全体延長の約九四％に当たる四千九百二十九メートルについては整備が完了しておりますが、残る区間である横町地区については、道路幅員の狭さや歩道のない一方通行であること、また、隣接する寺町工区が平成二十五年に完成したことによる交通量の増加により、危険な状況にあります。このような現状の中、平成二十六年から道路の計画幅員を二十五メートルとし、現在の道路を両側へ拡幅する都市計画事業が進められており、一方通行の解消と自転車歩行者道の整備、電柱の地中化などを実施し、良好な都市空間の創出と、人にぎわう市街地にしようとするものであります。この事業は、当初、平成二十六年から三十二年までの七年計画で進められてきましたが、様々な要因から幾分遅れ気味の現状となっております。この横町工区は、商業地域となっており、用地買収や補償など、一つ一つ丁寧な対応をしていかなければならない実情がありますが、地元の方々の基本的な理解や協力が得られている地域だと認識をしております。完成まで様々な大きい壁を乗り越えていかなければなりません。地元の方々の引き続きの理解と協力を得て、県と秋田市・国とのさらなる連携を図りながら、早期の完成に向けて進んでいただきたいと思います。川尻広面線横町工区の現在の進捗状況と今後の見通しについてお伺いをします。

次に、秋田港と高速道路を結ぶアクセス道路の整備についてお伺いします。

近年、秋田港は、東南アジアの経済成長によるコンテナ取扱量の増加

や洋上風力発電など再生可能エネルギー事業の拡大、クルーズ船の寄港に伴うインバウンド客の増加など、物流・交流の拠点としての役割が大きくなってきております。このため、物流・交流の拠点機能の強化に向けては、アクセス環境の向上が必要であり、港と高速道路を結ぶアクセス道路の整備が重要となっております。これまでも、アクセスルートの構想として、昭和四十一年に都市計画決定された「大浜上新城線」の整備が検討されていましたが、当該路線は、秋田港からJR上飯島駅付近を経由して秋田北インターチェンジに至るルートであり、飯島地区の住宅密集地を通過することから、用地取得費用などのコスト面が障壁となり、具体的なめどは立っておりませんでした。こうした中、昨年二月について、整備効果や土地利用との整合性、周辺環境への影響など、多角的な視点で道路計画を検討し、アクセス道路の整備実現に向けた取り組みを進めるとの答弁がありました。さらに、十二月には、住宅密集地を避け、北側にルートが振られた延長約六キロのルート案が公表され、現行の通称・新国道を経由して秋田北インターチェンジに至るルートに比べ、所要時間が半分程度に短縮され、利便性が格段に向上することが見込まれるとの計画が示されました。

このような前向きな計画は、非常に喜ばしいことではあります。日本海側の物流・交流の拠点港としての役割が期待される今、これを絶好の機会と捉え、速やかに港と高速道路のアクセス機能の向上を図ることが、本県のさらなる貿易振興にもつながり、県勢発展の原動力になるものと考えます。秋田港アクセス道路の整備実現に向けた、現在の取り組み状況と今後の見通しについて、知事の所見をお伺いします。

最後に、学校運動部活動のあり方について伺います。

第一回大会で本県の秋田中学が準優勝し、迎えた今年の夏の甲子園大会ですが、百回目となる平成最後の節目の記念大会で、本県の金足農業高等学校が、同校創立九十周年の記念すべき節目の年に大きな価値のあ

る準優勝をなし遂げられました。また、同校と因縁のある元野球選手が同校の試合前の始球式に登場するという偶然、さらには、同校で飼育されている豚が、甲子園で激闘を繰り広げる金農ナインを応援するように、大会中に九匹の子豚を産んだという朗らかな話題、そして、ふだんは野球に興味を持たない人々や多くの子供から大人にも、熱い熱い戦いに関心と大きな感動をもたらしました。百回目の記念すべき大会を締めくくる優勝決定戦直後には、甲子園球場から見渡す上空に、さらには同じ頃に金足農業高校野球部グラウンドから望む秋田市の上空にもきれいな虹があらわれたという、偶然とはいえ、自然の力をも味方にしたような美しさ、清々しさを実感させてもらった選手権大会でした。改めて本県代表・金足農業高等学校野球部の皆様さんに大きな拍手を送りたいと思います。

今回の快進撃は、同校チーム全員の頑張りはもちろんですが、指導者、学校教職員、在校生、そしてこれらを支える保護者、歴代の先輩方、さらには、学校周辺の地域の皆さんや全国におられる本県出身者の方々など、多くの人々の力が結集してなし得たものであり、母校愛・家族愛・郷土愛などの結びつきのすばらしさを改めて感じさせてもらいました。まさにこれが、学校教育の一貫として行われる学校の運動部活動の原点だと再認識いたしました。

また、本県代表校が、ここ最近、甲子園大会で全国に引けをとらない戦いをし、一定の内容で結果を出している要因の一つに、平成二十三年に県教委員会や秋田県高等学校野球連盟が立ち上げた「高校野球強化プロジェクト」及び現在の「秋田型高校野球育成・強化プロジェクト」が大きくかかわっているものと思います。立ち上げ当時は、野球という競技のスポーツに特化するのはいかなるものかなどの声もありましたが、小・中学生の体格・体力は全国トップクラス、全国体力・運動能力・運動習慣等調査でも東北の中でもトップクラスの素質のある本県の子供たちと、そして子供たちを教える指導者に全国レベルの強化指導経験を注

入するなどのこのプロジェクトは、今回の本県代表校の大躍進による県民の大きな盛り上がりや、本県に対する全国的な関心を呼ぶ現実を見て、そして、何より、地方においても全国の舞台で堂々と勝負することができるということを、野球というスポーツに限らず、多くの子供たちに自信と勇気を与えてくれたはずであり、この広がりをもたらしてくれたことから大きな成果を上げたものと思います。このプロジェクトに携わる関係者の方々の御努力に感謝を申し上げますとともに、ぜひとも新たな試みを含ませながら、今後も引き続きこの取り組みを継続していただき、スポーツ王国・秋田、野球県・秋田の確たる復活と、秋田の子供たちが元気に大きく大きく成長する一助となっていたいただきたいと心から願うものであります。

さて、今年三月に、スポーツ庁が策定した「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」が示されました。学校における運動部活動は、責任者である各顧問の指導のもと、学校教育の一貫として行われ、生徒同士や生徒と教師などとの人間関係の構築を図るなど、教育的意義が大きいものとされています。しかしながら、社会や経済の変化などにより、教育などにかかわる課題が複雑化・多様化し、学校や教師だけでは解決することができないような課題が増えるとともに、少子化が進み、運動部活動においては今までと同様の運営体制では維持することは難しくなってきたり、学校によっては存続の危機になっております。生徒たちの資質・能力を育む基盤として、運動部活動を持続可能なものにするためには、ニーズに応じた運動・スポーツを行うことができるよう、運動部活動のあり方を抜本的に改革する必要性があると捉え、このたび義務教育である中学校段階の運動部活動を主な対象としたガイドラインが示されたものであります。このガイドラインには、適切な運営のための体制整備、合理的かつ効率的・効果的な活動の推進のための取り組み、適切な休養日等の設定、生徒のニーズを踏まえたスポーツ環境の整備、学校単位で参加する大会などの見直しなど、多岐にわたる課題が設定さ

れており、これに基づき、各都道府県は「運動部活動の在り方に関する方針」を策定することになっております。

勝つための努力と勝ったときの喜びと達成感、負けたときの悔しさと次の目標に向けたさらなるひたむきな努力。時代や環境の様々な変化がある中にあっても、子供たちにとっては、運動部活動を通して、教室の中では経験できない、自らの糧になるものがあるということにも配慮したあり方を大切にしていかなければなりません。本県において、学校運動部活動のあり方について、どのように捉え、今後策定する「運動部活動の在り方に関する方針」に反映させていくのか、教育長にお伺いをします。

以上で質問を終わります。御清聴ありがとうございました。（拍手）

●副議長（竹下博英議員） 県当局の答弁を求めます。

【知事（佐竹敬久君）登壇】

●知事（佐竹敬久君） 今川議員の一般質問にお答え申し上げます。

まず、今後の行政サービスの維持について、県と市町村の連携でございます。

人口減少と高齢化が急速に進む本県においては、道路や衛生関係施設など生活に欠かせないインフラの効率的な維持・管理に加え、人員や財源等が今後限られてくる中で行政サービスの維持が、県と市町村に共通する喫緊の課題であります。これまでも、県北地域において、県と市町村が広域汚泥資源化施設を共同で整備しているほか、五城目町、八郎潟町、大潟村の二町一村が市町村圏域を越えた生活交通の再編に取り組むなど、様々な連携が進んでおります。また、ICTや外部委託などの活用も視野に入れた窓口サービスを提供するための研究会を市町村とともに立ち上げるなど、行政サービスの維持・向上を図るための取り組みを進めているところであります。

今後とも、地域課題に対応した広範囲にわたる連携に取り組むなど、人口減少下における自治体間の協働・連携を強力に展開してまいります。

なお、現在の広域自治体としての県と基礎自治体としての市町村の役割は、地方自治法で厳格に定められており、より柔軟に連携に取り組むためには、一定の法改正や交付税制度の見直しが必要であります。これらについては、これまでも様々な角度から検討を加え、国に要望してきただとところであり、今後行われる予定の地方制度調査会のヒアリングにおいても、こうした課題について、私自ら説明したいと考えております。

次に、市町村が推進する水道事業の基盤強化でございます。

本県は、湧水や地下水など豊富な水資源に恵まれていることを背景に、水道普及率は全国平均より低い状況にあり、基幹管路は布設からの経過年数が短いものが多いことから、市町村では、今後、計画的に更新時に合わせて耐震化を進めることしております。

現在、国においては、水道の広域連携に関する国や県、市町村の役割、民間との連携など、基盤強化を内容とする水道法の改正について議論されているところであります。こうした動きとあわせて、「人口減少社会に対応する行政運営のあり方検討会」に設置した「水道事業の広域連携作業部会」での市町村との議論も踏まえ、人口減少に伴う水需要の減少や頻発する自然災害への対応等を含めた、県の水道ビジョンを策定することにしております。

水道は、社会生活に不可欠なインフラであり、国に対し、事務の共同実施などの広域連携の推進や、災害に対する施設の強靱化の促進など、水道事業の基盤強化に対する技術的・財政的支援の継続・拡充を強く働きかけてまいります。

次に、人工透析患者を対象とした介護施設の整備等でございます。本県においては、人工透析患者のほとんどが通院で治療を受けており、医療費については、公費により賄われているほか、通院費用についても、全ての市町村において助成制度が整備され、負担の軽減が図られております。

人工透析患者の介護施設入所については、医療機関への通院介助や療

養食の提供が困難であるなどの課題があり、現在のところ、多くの市町村においては、こうした対応が行われていない状況にありますが、一部の市においては、人工透析患者に対応できることを介護施設の開設要件とするなど、新たな動きも出てきております。介護サービスが必要な人工透析患者への支援は極めて重要であることから、県としましても、患者の受け入れに向けた環境づくりについて市町村へ働きかけるとともに、一部の事業者からは、これに対応する施設整備の動きも出てきており、今後、具体的な相談があった場合には、市町村と協議しながら必要な支援を行ってまいります。

障害者の重度化・高齢化や、「親亡き後」を見据えた在宅介護のあり方については、医療、介護、福祉などの関係機関の連携強化を図り、地域全体で支援する体制の構築が重要であります。このため、各地域の関係機関で構成される自立支援協議会において、情報を共有し、それぞれの役割分担を明確にしながら、地域課題の解決を図るとともに、生活の困難さを抱えている障害者や家族からの相談、緊急時の受入・対応やコーディネートなどの機能を持つ地域生活支援拠点を、現在の三圏域から、今後は八圏域全てに整備してまいります。さらに、今年度から新たに創設された職員配置を厚くした日中サービス支援型グループホーム整備促進を図るなど、個々の障害特性に応じた支援が受けられる生活の場を確保し、障害者が地域で安心して暮らしていただけるように取り組んでまいります。

次に、道路ネットワークの整備でございます。

まず、川尻広面線横町工区でございます。

都市計画道路川尻広面線は、秋田市圏における都心環状道路として、これまで寺町地区などの整備を順次進めてきたところでありますが、未整備区間の横町地区については、いまだ一方通行の状態であり、その解消が急務となっております。このため、県では、寺町地区の東側から赤れんが館通りまでの区間について、平成二十六年年度から横町工区として

事業に着手し、地元の方々の理解と協力を得ながら用地取得を進めておりますが、国の予算配分が大変厳しい状況もあり、今年度末での進捗率は約三割の見込みとなっております。

引き続き、用地取得の推進に努めるとともに、早期の工事着手に向け、秋田市と連携しながら、必要な予算の確保について国への要望活動を合同行うなど、事業の加速化に向けた取り組みを進めてまいります。

次に、秋田港アクセス道路でございます。

秋田港と秋田北インターチェンジを結ぶアクセス道路の整備については、物流量の増加や交流人口の拡大が進む秋田港の環境変化に対応し、さらなる県内産業の発展や観光振興を図るため、「第三期ふるさと秋田元気創造プラン」において重点施策に位置づけ、整備実現に向けた検討を鋭意進めております。これまで、住宅密集地を避け、港と高速道路を直結する大まかなルートを選定し、より詳細な道路構造を決定するため調査・設計を進めており、現在は、都市計画の変更について、関係機関との調整を行っているところであります。

今後は、都市計画変更の素案を取りまとめた上で、住民説明会を開催するなど、必要な手続に着手することにしており、引き続き秋田市と連携しながら、秋田港アクセス道路の早期事業化に向け、鋭意取り組んでまいります。

私から以上でございます。

【教育委員会教育長（米田進君）登壇】

●教育委員会教育長（米田進君） 今川議員から御質問のありました、学校運動部活動のあり方についてお答えいたします。

学校教育の一環として行われる運動部活動は、生徒の多様な学びの場として、教育的意義が大変大きいものであると認識しております。今年の三月にスポーツ庁がガイドラインを策定し公表したのは、少子化などの社会環境の変化により、現状の運動部活動のあり方が現代社会にそぐわない部分が出てきたことによるものと捉えております。

本県においても、生徒数の減少に伴い、生徒自身が希望する競技を継続できない場合や、部員不足により練習内容が限られたり、単独の学校では大会に参加できないケースが増えつつあります。また、運動する生徒とそうでない生徒の運動習慣の二極化傾向をはじめ、運動部に所属しない生徒の運動離れや体力の低下など、課題は多様化・複雑化しており、学校だけで解決することが難しくなってきました。こうしたことから、県教育委員会では、これらの課題の解決に向け、運動部活動のあり方についての抜本的な見直しを図り、「運動部活動運営・指導の手引」を作成したところであります。これは、全ての生徒が等しくスポーツに親しむ機会の確保などに努め、適切な休養や効果的な活動を推進するとともに、これまで指導者として運動部活動を支えてきた教員の負担軽減にもつなげることで、持続可能な体制へと改革しようとするものであります。

今後は、手引の配付及び周知を通して、運動部活動のあり方への理解を深めるとともに、指導者がコミュニケーション能力、栄養、休養など幅広い指導力を身につけられるよう支援することで、運動部活動の充実に努めてまいります。

以上でございます。

●副議長（竹下博英議員） 十四番今川議員の質問は終わりました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日は、これをもって散会いたします。

午後二時十三分散会